

# 地域福祉権利擁護事業による援助と 要介護認定等の申請における指定居宅介護 支援事業者等による申請代行について

平成11年10月14日 事務連絡  
厚生省社会・援護局地域福祉課

## （事業の対象者）

地域福祉権利擁護事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分であるため、介護保険制度を含めた福祉サービス等を適切に利用できないといった者に対して、本人との契約により福祉サービスの利用援助（情報提供・助言、代行、代理）や日常的金銭管理等について継続的に支援する仕組みである。したがって、健康老人、身体障害者等であって判断能力が十分ある者については本事業の対象とはならない。

## （援助の内容）

地域福祉権利擁護事業における介護保険制度に関する援助の内容は、おおむね次のとおりのもが想定される。

### （例）

要介護認定等の申請代行・代理

居宅介護支援事業者等の事業者の選択の援助

居宅介護支援事業者等の利用手続援助

本人の生活状況を知る者として、要介護認定に係る調査に関して照会があれば、本人の状況を正しく調査員に伝えること

介護支援専門員の課題分析等に立ち会い、本人への説明や本人の状況を正しく介護支援専門員に伝えること

介護保険制度利用に伴う利用料の支払い援助

社サービス等の利用援助と日常的金銭管理を併せて行うものである。

各都道府県におかれても、指定居宅介護支援事業者等に対して、要介護認定等の申請の代行を求めてきた者が判断能力が不十分な者と思われる場合、本人の意思が十分尊重されるよう、必要に応じて地域福祉権利擁護事業の紹介をするとともに、本人の希望に応じて、相談窓口である市区町村社会福祉協議会等への連絡をするよう指導方お願いする。

地域福祉権利擁護事業における、申請援助等の円滑な実施のために、指定居宅介護支援事業者等と社会福祉協議会等の連携を図ることが必要となるため、当課としても社会福祉協議会等への指導に努めてまいりたい。

各都道府県においても、この内容について社会福祉担当課と連携を図るとともに、管下市区町村を含め、関係者への周知方配慮願いたい。

## （介護保険法による認定の申請代行との関係）

要介護認定等の申請の代行については、介護保険法上、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設（以下「指定居宅介護支援事業者等」という）が被保険者からの依頼を受けて行うことができることとされているが、判断能力が不十分な者も含め、被保険者からの依頼を受けて認定の申請代行等を行うことは、指定居宅介護支援事業者等のみならず可能である。

一方、地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分な者に対して、上記のような介護保険制度を含めた福

(参考) -

### 地域福祉権利擁護事業について

#### 事業概要

ア) 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護する仕組みを確立する。

イ) 契約内容や本人の意思能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営監視委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとする。

#### 具体的な事業の仕組み

##### ア) 対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分であることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

##### イ) 援助の内容

- ・地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・利用者の参加を得て策定する「自立支援計画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員が行う。

##### 援助内容の例示

##### 福祉サービスの利用援助

- ・情報提供、助言
- ・手続きの援助  
(申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・福祉サービス利用料の支払い等
- ・苦情解決制度の利用援助

なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的金銭管理等を行う。

##### ウ) 生活支援員

社会福祉士、精神保健福祉士等

##### (参考)

- 平成11年度予算 958百万円
- 実施主体 都道府県社会福祉協議会  
(47都道府県)  
(利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市区町村社協(広域行政圏:365か所)で行う。)
- 実施時期 平成11年10月

# 地域福祉権利擁護制度の実施方法の例

(社会福祉協議会が実施する場合)

